

武蔵村山市長期総合計画審議会条例

平成21年3月31日  
条例第15号

(設置)

第1条 武蔵村山市における総合的かつ計画的な行政運営の礎となる基本構想及び基本計画（以下「長期総合計画」という。）を策定するため、武蔵村山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画の策定に必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 行政委員会の委員 3人
- (3) 公共的団体等の代表者 3人
- (4) 市民 2人

2 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 省略